

利水ダム治水機能施設整備費補助

令和2年度 募集要領

■応募受付期間

令和2年10月16日（金） ～ 令和2年11月13日（金）
午後5時必着

■問い合わせ先

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課 三宅、篠崎
〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 合同庁舎3号館 1F
連絡先 Tel. 03-5253-8111（内線 35-515、35-574）
03-5253-8453（直通）

< 目次 >

利水ダム治水機能施設整備事業

I. 事業の概要

1. 背景・目的	1
2. 事業内容	
2. 1 補助対象事業	1
2. 2 補助対象事業者	1
2. 3 補助対象経費	1
2. 4 補助金額	1

II. 事業の実施

1. 事業の公募について	
1. 1 公募手続き	2
1. 2 事業の評価・審査	2
1. 3 事業の採択	3
1. 4 複数年度にまたがる事業の取り扱い	3
2. 補助金の交付について	
2. 1 交付申請	3
2. 2 交付における留意事項	3
3. 事業中及び事業完了後の留意事項	
3. 1 実績報告	4
3. 2 会計検査に伴う資料請求及び現地検査等	4
3. 3 事業の効果等に係る報告	4
3. 4 アンケート・ヒアリングへの協力	4
3. 5 情報の取り扱い等	4

I 事業の概要

1. 背景・目的

近年、頻発化・激甚化する水害に対して、河川の上流で洪水を貯留し、下流の河道への流下を抑制することは有効な手段です。ダムは、施設の改良や運用の変更によって、外力の増大に的確に対応する可能性を有しており、厳しい財政状況等の社会経済情勢のなか、短い期間で洪水調節機能を向上させるため、既設ダムを有効活用することの重要性が高まっています。

令和元年11月には、ダムによる洪水調節機能の早期強化に向け、関係行政機関の緊密な連携の下、「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議」を開催し、同年12月に「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」を策定しました。策定した基本方針に基づき、全ての既存ダムで事前放流の実施方針等を定めた治水協定の締結等を行い、国管理の一級水系については、令和2年の出水期から新たな運用を開始するとともに、都道府県管理の二級水系についても、令和2年度より一級水系の取組を展開し、緊要性等に応じて順次実行しているところです。

対象となった既存ダムの中には、治水機能を有していない利水ダムもありますが、予測降雨情報等により洪水の発生が予測された場合には、事前に貯水位を低下させ、利水容量の一部を洪水調節の目的に一時的に利用する事前放流によって、水災害の被害を軽減することとしています。

しかし、利水ダムは、発電等の目的のために高い貯水位で運用しており、事前放流に使用する放流管も小規模であることから、洪水調節のための十分な空き容量が確保できないダムもあります。

本事業は、利水ダムが事前放流を行うための放流施設の整備等を行う場合に、当該整備に対して支援を行うことによって、利水ダムにおける洪水調節機能の付与もしくはさらなる強化が図られることを目的としています。

2. 事業内容

2. 1 補助対象事業

一級河川又は二級河川の利水ダムであって、利水ダム設置者が実施する放流施設の整備等の内、当該整備を行うことで下流の河川に対して、一定の洪水低減効果が見込まれる事業を対象とします。

2. 2 補助対象事業者

民間事業者、地方自治体、公営企業局の利水ダム設置者を対象とします。

2. 3 補助対象経費

補助金交付の対象経費は、放流施設の整備等に関する経費（本工事費、測量設計費、用地費及び補償費）のうち、国土交通省が認める費用とします。

2. 4 補助金額

補助対象経費の1/2以内とします。

（予算の範囲内での補助となります）

II 事業の実施

1. 事業の公募について

1. 1 公募手続き

以下のとおり、補助対象事業を公募いたします。

■令和2年度応募受付期間

令和2年10月16日（金）～ 令和2年11月13日（金）午後5時必着

■応募書類

様式1の申請書に必要な事項を記入するとともに、関係書類を一式揃えて提出して下さい。

■応募書類の提出先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 合同庁舎3号館 1F

国土交通省水管理・国土保全局 治水課 篠崎

電話：03-5253-8111（内線 35-574）

03-5253-8453（直通）

■応募書類の提出方法

応募書類は、紙及び電子媒体（CD-R等）にて、持参、郵送（書留郵便に限る。）により提出して下さい。郵送（書留郵便を除く。）又は電送（電子メール、ファクシミリ等）によるものは受け付けません。なお、申請書の添付書類については、電子媒体での提出は不要です。

持参の場合、令和2年10月16日（金）～ 令和2年11月13日（金）まで午前9時30分から午後0時まで及び午後1時から午後6時15分まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）

1. 2 事業の評価・審査

募集期間中に応募のあった事業については、以下の観点から評価・審査します。評価・審査の過程で、内容等に不明確な部分がある場合等は、申請者に対して、必要に応じ、追加の資料請求やヒアリング等を行う場合があります。

なお、本事業の円滑な実施の観点から、応募のあった事業について、国土交通省の担当部局等から申請者に問い合わせを行う場合があります。

また、応募書類に虚偽の記載をした場合には、当該応募を無効とすることがあります。

<評価・審査の観点>

- ① ダム下流河川における洪水量の一定の低減効果があること
- ② 整備後のダム運用計画が妥当であること
- ③ 住民避難等に資するためのダム情報の連絡体制が妥当であること
- ④ ダム下流における河川環境の保全等の副次的な効果が期待できること
- ⑤ 概算事業費が妥当であること

- ⑥ 事業全体の資金計画が妥当であること
- ⑦ その他必要と認められる事項（河川管理者と協定を締結していること等）

1. 3 事業の採択

事業内容の評価・審査を行い、事業採択の可否を決定し、事業主体に対し書面により通知します。通知時期は令和2年12月上旬頃を予定しています。その際、補助金額（当年度執行限度額）を通知します。

事業採択の通知後、補助金の活用を辞退することは出来ませんのでご注意ください。

1. 4 複数年度にまたがる事業の取り扱い

複数年度にまたがる事業の取り扱いは、次のとおりとなります。

- ・応募時にあらかじめ各年度の計画を提出していただきます。
- ・事業が採択された場合、次年度以降については、改めて応募いただく必要はありませんが、毎年度補助金交付申請を行っていただく必要があります。
- ・各年度計画の補助対象部分の出来高に応じて、各年度に補助が行われます。ただし、次年度以降の工事分については、次年度以降の予算の状況によるため、確定することはできませんが、予算の範囲内で優先的に補助金を交付することになります。
- ・従って、事業採択をもって次年度以降の補助金交付を約束するものではないことにご留意下さい。
- ・年度計画を途中で変更する場合（補助対象施設の変更を含む）は、速やかに協議を行っていただく必要があります。

2. 補助金の交付について

2. 1 交付申請

補助金の交付申請の手続き等については、利水ダム治水機能施設整備費補助交付要綱によるものとし、事業採択の決定通知時にお知らせします。

なお、申請に要する費用は申請者の負担とします。

2. 2 交付における留意事項

交付申請から交付決定までは、おおむね1ヶ月程度を要します。

消費税及び地方消費税（「消費税等」といいます。）については、消費税等相当額から消費税仕入控除税額を減額した額を補助対象とします。

事業採択後であっても、国は交付決定するまでは本事業に関する補助金交付債務を負うものではありません。

なお、交付決定後に、応募書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合、交付決定を取り消すことがあります。

3. 事業中及び事業完了後の留意事項

3. 1 実績報告

事業の完了後、実績報告書の提出が必要となります。

また、工事が交付申請の内容に沿って実施されたことを確認するため、工事監理を実施した土木施工管理技士等の証明書の提出を求めることがあります。なお、当該証明書に係る費用が発生した場合であっても、当該費用は補助金としての申請ができませんのでご注意ください。

3. 2 会計検査に伴う資料請求及び現地検査等

事業の完了後、実績報告書の提出を受け、必要に応じて関係資料の提出依頼及び現地検査を行う場合があります。また、本事業は会計検査院による検査対象となります。補助金の適正な執行及び補助事業に関する書類（経理処理関係書類を含む。）の整理・保存に十分ご注意ください。

3. 3 事業の効果等に係る報告

補助事業者に対し、事業完了後、原則3年間（3年間で事前放流を実施しなかった場合は、個別に定めるまでの期間）、補助を受けた放流施設等による洪水量の低減効果等に係る報告を求めるとします。なお、必要に応じデータの提供等についてご相談させていただくことがあります。

3. 4 アンケート・ヒアリングへの協力

本事業に関する調査・評価のため、事業完了後にアンケートやヒアリングにご協力いただくことがあります。

3. 5 情報の取り扱い等

利水ダム治水機能施設整備について広く一般に紹介するため、国土交通省のホームページ、パンフレット等に事業内容等に関する情報を使用することがあります。

この場合、応募書類に記載された内容等について、補助事業者等の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、当該事業者が申し出た場合は原則公開しません。

様式 1

番 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

申請者 印

令和〇年度利水ダム治水機能施設整備費補助採択申請書

令和〇年度利水ダム治水機能施設整備費補助の採択を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請いたします。

記

1. 事業名
〇〇〇〇事業
2. 事業計画
別添のとおり

申請日（記入日）

令和 年 月 日

利水ダム治水機能施設整備費補助
(令和2年度)

事業名： _____

1. 申請者

事業者名		
事務 連絡先	所属・役職名	
	担当者名	
	住所	(〒 -)
	電話・FAX	
	E-mail	

事業名

2. ダム及び流域の概要

ダム及び流域の概要として以下の事項について記載するものとする。

なお、流域の概要については対象となる河川の河川管理者に確認のうえ作成ください。

1) ダムの概要

- ・ダム名
- ・位置図
- ・ダム諸元 等

2) 流域の概要

洪水被害											
災害発生時の影響（想氾区域内）					過去の災害実績（過去10ヵ年）						
浸水戸数（戸）	軒下浸水戸数（戸）	農地浸水面積（ha）	重要公共施設（施設数）	災害弱者施設有無	浸水回数（回）	浸水戸数（戸）	軒下浸水戸数（戸）	農地浸水面積（ha）	避難勧告の有無	重要公共施設の被害有無	災害弱者施設の被害有無

洪水被害							水系上の重要性			
事業の緊急度		災害発生危険度			地域開発の程度		既存施設の状況			
被害実績の有無	水防活動の有無	現在流下能力の割合	治水安全度（mm/h）	災害危険区域の有無	高齢化率（％）	想氾区域内宅地予定面積（ha）	流域内開発予定面積（ha）	水系内ダムの有効貯水容量（千m3）	水系内ダムの洪水調節可能容量（千m3）	新たに確保可能な洪水調節可能容量（千m3）

事業名	
-----	--

3. 放流施設の整備等の概要

(注1) 工事計画概要図を添付してください。

事業名	
-----	--

4. 事業工期

項目	工 程											
	令和〇年度				令和〇年度				令和〇年度			

(注1) 詳細の事業工程表を別に添付してください。

(注2) 詳細の事業工程表には、河川管理者の操作規定策定（変更）の承認を受ける時期を記載してください。

(注3) 申請者において当該事業と関連して行う事業（設備更新等）がある場合には関連事業の工程も記載してください。

5. 概算事業費

区分	事業名	概算事業費 (千円)	内訳 (千円)		他の補助 事業*の 適用予定
			補助対象 事業費	補助対象 事業費外	
治水ダム等 建設事業					・適用 () ・非適用

※他の補助事業の適用がある場合の事業名称等	()
-----------------------	-----

(注1) 補助対象事業費と補助対象事業費外を区分した概算事業費の算出根拠を添付して下さい。

(注2) 補助対象事業費の詳細について第三者（技術士等）が妥当性を確認した証明書を添付してください。

(注3) 当該証明書の提出に係る費用については、補助金としての申請ができませんのでご注意下さい。

事業名	
-----	--

6. 補助対象事業費の内訳

区分	施設名	補助対象事業費 (千円)	数量	令和〇 年度	令和〇 年度	令和〇 年度
治水ダム等建設事業						
合計						

(注1) 補助対象事業費は、本工事費、測量設計費、用地費及補償費毎に記載願います。

(注2) 消費税の額を含んだ額で記載してください。

(注3) 事業年度が複数年にわたる場合は、各年度について記載して下さい。

(注4) 補助対象事業費の算出根拠資料、年次内訳書を添付して下さい。なお、申請手数料などは補助対象外となります。

(注5) 本年度に着手し、遅くとも着手の翌年度には補助対象部分の出来高が発生することが必要となります。

7. 資金計画

項目	補助対象事業費		補助対象事業費以外			計
	本事業 補助金	自己資金 (内、借入金 想定)	他の 補助金	自己資金 (内、借入 金想定)	その他	
利水ダム治水機能施設整備費補助	国					

(注1) 消費税の額を含んだ額で記載してください。

8. 放流施設の整備等によるダム下流河川の洪水量の一定の低減効果

※以下の条件により下流河川の洪水量の一定の低減効果を示すものとする。

1) 洪水量低減効果の算定方法

①前提となる洪水

以下のいずれかによるものとし、3洪水程度を抽出するものとする。

(ア) ダム管理後の実績洪水

(イ) (ア) で3洪水程度が抽出できない場合には近傍ダム等のから流域面積比等により想定される洪水

②検討のケース

①で抽出した洪水において、事業実施前後で事前放流を行った場合「ダム最大放流量低減量」、「最大放流量の発生時間の遅らせ時間」「洪水後期における有効貯水容量内の空き容量」を算出する。

③計算条件

事前放流は、前項①で設定して洪水において、3日前から事前放流を行った場合を想定するものとする。

(ア) 事前放流開始時ダム貯水位 : 洪水量到達時間の72時間前のダム実績貯水位

(イ) 事前放流の放流量 : 洪水量到達時間の72時間前から放流を開始し、事前放流ガイドラインに基づき設定する最大放流量まで放流量を増加させ、最大放流量到達後は最大放流量を維持。

最大放流量と流入量が等しくなり洪水量に到達するまでは流入量=放流量とする。

(ウ) 洪水量到達時水位 : (ア)(イ) で求めた洪水量到達時の貯水位。

(エ) 洪水量到達後放流量 : 現行操作規則に基づく放流。貯水位と放流量の関係で、現行操作規程の放流できない場合には貯水位に応じた放流量とする。

事業名	
-----	--

9. 整備後のダム運用計画

※放流施設の整備等により、現行の事前放流の実施方法から変更となる箇所がわかるよう

下記の内容を記載すること

・事前放流の基本

事前放流の実施基準やダムの空き容量を確保するためのダム運用計画等を記載

・低下目標水位

台風等の3日前から低下させる貯水位の限度水位と確保容量等を記載

・事前放流の中止等

事前放流の中止基準等を記載

・関係機関への通知

事前放流を実施する場合及び中止する場合における関係機関の通知先等を記載

事業名	
-----	--

10. 住民避難等に資するためのダム情報提供のための連絡体制

※操作規程等で定められている放流の際の関係機関に対する通知等の連絡体制及び締結した治水協定の4. 情報共有のあり方の内容を記載、または写しを添付すること

事業名	
-----	--

1 1. 利水ダム下流の河川環境の保全等の副次的な効果

事業名	
-----	--

1 2. 河川管理者との協定書の写し

事業名	
-----	--

1 3. 補助金等に係わる予算の執行の適正化に関する法律第22条に規定する各省各庁の承認を受けたことを証する書面